

平成18年3月31日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務室長

特定疾病追加に関する労働保険徴収法施行規則改正に伴う「年金・一時金システム」、
「短期給付一元管理システム」及び「メリットシステム」の機械処理について

今般、労働保険徴収法施行規則の一部を改正する省令(以下「省令」という。)により同規則第17条の2に規定されている特定疾病が新たに追加されたところである。

これに伴い、「一時金・年金システム」、「短期給付一元管理システム」及び「メリットシステム」の機械処理については、省令施行日(平成18年4月1日)から下記のとおり行うこととするので、管下労働基準監督署への周知をお願いする。

記

特定疾病事案の入力は、表1(1)～(3)に示した業種と傷病性質(業)の組み合わせのみであったところ、今回の制度改正により特定疾病事案として表1(4)が新たに追加されることから、これについても特定疾病事案として入力できるよう、所要のシステム改修を行っているところである。

このため、表1(4)の場合は表2の入力帳票を用いて、特定疾病コード「1」を入力しようとしてもシステム上、キャンセルされることから、当面の間、特定疾病コード欄のみ未記入のまま入力することとする。

(表1)

	業種(頭2桁)	傷病性質(業)
(1)	00～03	42
(2)	31～38	42又は56
(3)	73～74	41
(4)	31～38又は73～74	71

所要のシステム改修終了後、表3の訂正帳票により特定疾病コード欄に「1」を記入し、入力することを労災保険業務室より別途通知することとしているので、すみやかに上記訂正帳票の入力を行えるよう、表1(4)の特定疾病事案については訂正帳票を事前に作成し専用のファイルケースに保管しておく等、必要な措置を講じられたい。

なお、上記に示した訂正帳票による特定疾病コードの入力を行うことにより、メリットシステムにおける当該事業場のメリット収支率の算定基礎から除外されることとなるため、適用・徴収担当部局（特にメリット制事務処理担当者）への周知等についても配慮願いたい。

(表2)

	システム名	入力帳票種別	入力帳票名	特定疾病にかかる項目(項番)
(1)	一時金・年金システム	39570	年金・一時金支給決定 一時金支払決議書	特疾コード(10)
(2)	短期給付一元管理システム(療養(5号期))	34550	療養補償給付たる療養の給付請求書	特疾(14)
(3)	短期給付一元管理システム(費用)	34230	療養補償給付たる療養の費用 支給決定・支払決議書	特疾コード(18)
(4)	短期給付一元管理システム(休業)	34330	休業支給決定・支払決議書	特疾コード(17)

(表3)

	システム名	訂正帳票種別	訂正帳票名	特定疾病にかかる項目
(1)	一時金・年金システム	39563	(年金)訂正帳票	群番号530 特疾コード(項目番号533)
(2)	短期給付一元管理システム(療養(5号期))	34501	療養補償給付たる療養の給付変更決定決議書 (兼被災者基本情報変更・修正帳票)	特疾コード(18)
(3)	短期給付一元管理システム(費用)	34501	療養補償給付たる療養の給付変更決定決議書 (兼被災者基本情報変更・修正帳票)	特疾コード(18)
(4)	短期給付一元管理システム(休業)	34501	療養補償給付たる療養の給付変更決定決議書 (兼被災者基本情報変更・修正帳票)	特疾コード(18)

※機械処理で不明な点がある場合、本省労災保険業務室(03-3920-3311)までご照会願いたい。

一時金・年金システムについて 当室年金業務係(内線:338、337)
短期給付一元管理システムについて 当室短期給付係(内線:346、345)
メリットシステムについて 当室統計調査係(内線:343、342)